

別紙

〔15 年契約書〕

条項	変更前	変更後
第 12 条 2 項	太陽光発電システム又は蓄電システムを設置したご契約者の太陽光発電システム又は蓄電システムの異常を検知した場合、ご契約者へ通知いたします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、通知を行わない場合があります。 (1) 一時的な異常であり、自動復旧が見込まれる又は自動復旧した場合 (2) 通信機器の異常等により当社が太陽光発電システム又は太陽光発電システム蓄電システムの異常を検知できない場合 (3) その他、当社がご契約者への通知を不要と判断した場合	太陽光発電システム又は蓄電システムを設置したご契約者の太陽光発電システム又は蓄電システムの異常を検知した場合、ご契約者へ通知いたします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、通知を行わない場合があります。 (1) 異常の検知に必要な通信機器を設置しない場合 (2) 一時的な異常であり、自動復旧が見込まれる又は自動復旧した場合 (3) 通信機器の異常等により当社が太陽光発電システム又は太陽光発電システム蓄電システムの異常を検知できない場合 (4) その他、当社がご契約者への通知を不要と判断した場合
第 12 条 3 項	—	前項（1）に該当する場合、サービス開始日より起算して、4 年目、7 年目、12 年目、15 年目に次の各号に定めるサービスを提供いたします。 (1) 機器点検（機器本体、付帯設備及び工事に係わる不良個所の有無の確認） (2) 機器サポート（簡易な清掃、機器の設定、操作方法及び手入れ方法に関するアドバイス）

〔10 年契約書〕

条項	変更前	変更後
第 12 条 2 項	太陽光発電システム又は蓄電システムを設置したご契約者の太陽光発電システム又は蓄電システムの異常を検知した場合、ご契約者へ通知いたします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、通知を行わない場合があります。 (1) 一時的な異常であり、自動復旧が見込まれる又は自動復旧した場合 (2) 通信機器の異常等により当社が太陽光発電システム又は太陽光発電システム蓄電システムの異常を検知できない場合 (3) その他、当社がご契約者への通知を不要と判断した場合	太陽光発電システム又は蓄電システムを設置したご契約者の太陽光発電システム又は蓄電システムの異常を検知した場合、ご契約者へ通知いたします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、通知を行わない場合があります。 (1) 異常の検知に必要な通信機器を設置しない場合 (2) 一時的な異常であり、自動復旧が見込まれる又は自動復旧した場合 (3) 通信機器の異常等により当社が太陽光発電システム又は太陽光発電システム蓄電システムの異常を検知できない場合 (4) その他、当社がご契約者への通知を不要と判断した場合
第 12 条 3 項	エコキュート、IH クッキングヒーター又はその他当社が定める機器を設置したご契約者に対し、サービス開始日より起算して、4 年目、7 年目、10 年目に次の各号に定めるサービスを提供いたします。 (1) 機器点検（機器本体、付帯設備及び工事に係わる不良個所の有無の確認） (2) 機器サポート（簡易な清掃、機器の設定、操作方法及び手入れ方法に関するアドバイス）	太陽光発電システム又は蓄電システムを設置したご契約者のうち、前項（1）に該当する場合、又はエコキュート、IH クッキングヒーター、その他当社が定める機器を設置したご契約者に対し、サービス開始日より起算して、4 年目、7 年目、10 年目に次の各号に定めるサービスを提供いたします。 (1) 機器点検（機器本体、付帯設備及び工事に係わる不良個所の有無の確認） (2) 機器サポート（簡易な清掃、機器の設定、操作方法及び手入れ方法に関するアドバイス）